

## 有効期限が経過したワクチン接種事案の発生について

吉賀町が実施している予防接種事業において、以下のとおりメーカーが定めた有効期限が経過したワクチンを使用し接種を実施した事実を確認しましたので公表します。

ご本人様、ご家族様には多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。  
今回の事態を厳粛に受け止め、事故防止対策の徹底を全力で取り組んでまいります。

### 1. 概要

令和7年7月29日、幼児1名に対し有効期限が経過した麻しん風しん混合ワクチンを接種した。使用したワクチンの有効期限は令和7年7月18日で、11日間期限を超過していた。

### 2. 接種実施医療機関

医療法人カタクリ会よしか病院（以下「よしか病院」という。）

### 3. ワクチンについて

○ワクチンの種類：麻しん風しん混合ワクチン

○メーカー名：ビケン

### 4. 原因

よしか病院において、ワクチン保管場所から取り出す際及び接種前に有効期限の確認を怠った。

### 5. 判明の経過

7月29日 よしか病院において有効期限が経過したワクチンを薬剤課が払い出した。

7月29日 よしか病院において午後幼児1名に対し予防接種を実施した。

8月4日 よしか病院は、予防接種費用を予防接種予診票とともに吉賀町へ請求した。

10月16日 吉賀町はよしか病院に対して予診票より有効期限が経過していることを指摘した。

10月16日 吉賀町及びよしか病院はご家族へ謝罪と状況説明及び対象児の健康状態の確認を電話にて行った。

10月17日 吉賀町及び接種実施医療機関は、直接ご家族へ謝罪と状況説明を行った。

### 6. 再発防止策

○よしか病院

- ・薬剤課からワクチンを払い出す際、有効期限の確認を徹底する。
- ・保管されているワクチンについて月に一度、ワクチン在庫帳簿と照合し有効期限及び本数の確認を行う。
- ・接種前に、医師と看護師が患者名、ワクチン名、接種回数、投与量、有効期限の呼称確認を徹底する。

○吉賀町

- ・接種実施医療機関に対して再発防止策の徹底についての指導
- ・保健福祉課で実施する予防接種履歴の確認作業の徹底
- ・ご家族から希望があった場合抗体価検査及びワクチン再接種費用の公費負担
- ・予防接種委託医療機関に対する注意喚起の発出

問い合わせ先

吉賀町役場 保健福祉課

課長 中林 知代枝

電話：0856-77-1165

FAX：0856-77-1891